

令和3年度 造形芸術活動支援事業 実施要綱

1 趣旨

絵画、彫刻、書、いけばな等の造形芸術について、オンラインの活用等により会場外からも鑑賞できるような新しい作品発表の取り組みを行う展覧会の開催を支援するため「造形芸術活動支援事業」を実施する。

2 助成対象者

兵庫県在住又は兵庫県を主な活動拠点とする絵画・彫刻・書・いけばな等の造形芸術のプロアーティスト

※1助成対象者につき原則1年度1事業を対象とする。

3 助成対象事業

助成対象者が自ら企画及び主催し、次に掲げる要件をすべて満たすもの

- (1) 県内のギャラリー、文化ホール等概ね80㎡以上の会場で絵画・彫刻・書・いけばな等造形芸術分野の展覧会を実施し、かつ展示内容をオンライン等の活用によりWEB上で会場外に広く発信する（以下「オンラインギャラリー」という。）事業であること。ただし、販売を目的として実施する展覧会は対象としない。
（例）360度動画やVR動画を活用したギャラリーツアー、アーティストによる作品解説動画等
- (2) オンラインギャラリーについて、県民が無料で鑑賞できるものであり、情報発信を開始後ホームページ等で3ヶ月以上は鑑賞できるものであること
- (3) 公益財団法人兵庫県芸術文化協会（以下「協会」という。）がWEB上に整備する、ポータルサイト「ひょうごの造形芸術オンラインギャラリー」上においてオンラインギャラリーの公開を承認すること
- (4) 申請者が以下の要件を満たしていること
 - ① プロとして概ね1年以上の芸術文化活動の実績がある者
 - ② 県内在住又は兵庫県を主な活動拠点としている者
 - ③ グループ又は団体の場合は、構成員の1/2が①・②に該当すること
- (5) 同一事業において、行政機関等から他の補助金等の支援を受けていないこと
- (6) 新型コロナウイルス感染拡大防止の兵庫県対処方針及び各業界のガイドラインを遵守して行われる事業であること
- (7) 令和3年10月5日から令和4年3月31日までに実施すること

◆対象とならない事業

- ・一般県民を対象とした実際の展覧会を開催していない事業
- ・行政機関等から支援を受ける事業（補助金、会場使用料等の減免を含む）
- ・芸術文化の振興に寄与しないとみなされる事業
- ・政治的・宗教的活動を目的としているとみなされる事業
- ・宣伝や営利を目的としているとみなされる事業
- ・暴力行為、迷惑行為のおそれのある事業
- ・第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権、その他の権利を侵害する事業
- ・その他助成にふさわしくない事業

4 助成対象経費等

(1) 助成対象経費

項目	具体例
会場使用料	ギャラリー、文化会館等使用料
設備使用料	音響設備使用料、照明設備使用料 等
機材レンタル料	ビデオカメラ、音響・照明機材等レンタル料 等
使用料・賃借料	サーバー利用料、コンテンツ利用料 等
撮影・編集料	動画編集ソフト、ホームページ作成ソフト、 DVD・SDカード等記録媒体 等
委託料	撮影・編集の専門業者への制作委託経費

(2) 助成額

対象経費の1/2（千円未満切り捨て、上限額：150千円）

◆対象とならない経費

- ・助成対象経費であっても、令和3年10月4日までに支払った経費及び、令和4年4月1日以降の経費
- ・助成対象経費であっても、実施報告において領収書等により支払いが確認できないもの
- ・財産になり得る物の購入や製作経費
- ・団体運営の恒常的経費（人件費、事務費等）
- ・レセプション、パーティー等の経費
- ・その他社会通念上公金で賄うことが適当ではない費用

5 申請について

(1) 申請締切日：令和3年12月24日（金）

(2) 申請方法：郵送、メール

(3) 申請先：公益財団法人兵庫県芸術文化協会 文化振興部 事業第2課

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-16-3

TEL:078-321-2002/FAX:078-321-2139（平日9:00～12:00、13:00～17:30）

メールアドレス zokei@hyogo-arts.or.jp

※様式は協会ホームページよりダウンロード可

<https://hyogo-arts.or.jp/main/business-list/r3zokei/>

(4) 提出書類

- ① 令和3年度造形芸術活動支援事業実施申請書（様式1）
- ② 令和3年度造形芸術活動支援事業申請者概要（様式1-2）
- ③ 令和3年度造形芸術活動支援事業収支予算書（別紙1）
- ④ 申請団体の規約、会則（申請者が団体の場合）

6 申請にかかる手続等について

(1) 助成希望者は、5(1)の締切日までに、5(4)の提出書類を5(3)の申請先に提出する。

(2) 協会は(1)により提出された書類を審査し、実施の可否及び助成金支払決定額を決定し、別紙「令和3年度造形芸術活動支援事業実施決定について」（様式2）により各助成対象者に通知する。

- (3) 各助成対象者は、オンラインギャラリーをWEB上で公開後、速やかに次の書類等を協会に提出する。協会はその内容を確認の上、「ひょうごの造形芸術オンラインギャラリー」で公開する。
- ① 令和3年度造形芸術活動支援事業コンテンツ説明書兼確認書（様式3）
 - ② オンラインギャラリーをアップしたサーバーからのリンク
※必ず映像内に「令和3年度造形芸術活動支援事業（公益財団法人兵庫県芸術文化協会）」と表示すること
 - ③ オンラインギャラリーのタイトル、説明文
 - ④ オンラインギャラリーのサムネイル画像
- (4) 各助成対象者は、事業終了後2週間以内に次の書類等を協会に提出する。
- ① 令和3年度造形芸術活動支援事業実施報告書（様式4）
 - ② 令和3年度造形芸術活動支援事業収支決算書（別紙2）
 - ③ 記録写真、案内ハガキ、チラシ、出品目録等
 - ④ オンラインギャラリーの内容がわかる資料
 - ⑤ 領収書等の証憑書類（写し）
- (5) 協会は(3)・(4)により提出された実施報告等について審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業が適正に執行され、事業成果を認めるときは、助成額を確定し「令和3年度造形芸術活動支援事業にかかる助成額の確定について」（様式5）により各助成対象者に通知する。
- なお、確定する助成額が(2)により決定した金額と同額であるときは、通知を省略する。
※オンラインギャラリーについて、撮影ポイントが少ない場合や再生時間が短い場合は、助成の決定を取り消すことがある。
- (6) 各助成対象者は、(5)で確定した助成額を「助成金請求書」（様式6）と助成金振込口座申出書（別紙3）により協会へ請求する。
- (7) 協会は(6)により請求された助成額を速やかに助成対象者に支払う。

7 著作権について

- (1) オンラインギャラリー中に使用する映像や楽曲は著作権処理不要なもの、もしくは著作権利用許可申請の手続きが済み、助成対象者の責任で発信可能なものに限る。
- (2) オンラインギャラリーの著作権は、全て助成対象者に帰属する。ただし、協会は本事業の広報、記録、報告等のために必要な範囲で、無償かつ通知を要せずに利用することができる。なお、協会の利用に当たり、助成対象者は著作者人格権を行使しないものとする。

8 不可抗力による事業中止への措置

地震、台風、津波その他の天変地異や戦争、暴動、内乱、疫病など助成対象者の責めに帰すことのできない事情により、助成事業の全部又は一部が中止となった場合、当該事象が発生した時点ですでに執行済みの経費については、助成対象とすることができる。

9 その他

この要綱に定めのない事項については、県及び協会の協議により決定する。